



平成29年6月23日

函館開発建設部 広報官

電話 0138-42-7702

報道機関 各位

特殊車両の取締りを行いました(今年度2回目)

～違反車両3台の運転手に指導を実施～

函館開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両7台のうち3台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」（※）に基づき、違反者対策の強化を進めており、違反者に対して別紙1のとおり罰則が定められております。

函館開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 平成29年6月14日（水） 9：30 ～ 11：30
- 2 実施場所 一般国道5号 鷺ノ木車両計測所（茅部郡森町鷺ノ木町：別紙2参照）
- 3 取締結果 計測車両 全7台 うち違反車両3台
（違反車両の内訳） 無許可 3台
（指導の内容） 警告書交付 3台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

公物管理課 課長 中田 善則（電話 0138-42-7691）

公物管理課 課長補佐 諏訪 弥貴子（電話 0138-42-8079）

函館開発建設部 ホームページアドレス <http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>



違反者に対して罰則が定められています

別紙1

□罰則

許可なく又は許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、又は道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人又は事業主も、同じように科されます。

- ①車両の通行が禁止又は制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は
●6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金(道路法第103条第4項)
- ②道路管理者又は道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は
●6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金(道路法第103条第5項)
- ③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、又は許可条件に違反して通行させた者は
●100万円以下の罰金(道路法第104条第1項)
- ④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
●100万円以下の罰金(道路法第104条第2項)
- ⑤車両の幅など、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は
●50万円以下の罰金(道路法第105条)

- ⑥法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は事業主に対しても同様の罰金を科する(道路法第107条)

□告発

以下の条件に該当する悪質な違反者は、許可の取り消しや告発の対象となります。

取り消しや告発は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人又は事業主にも適用されます。

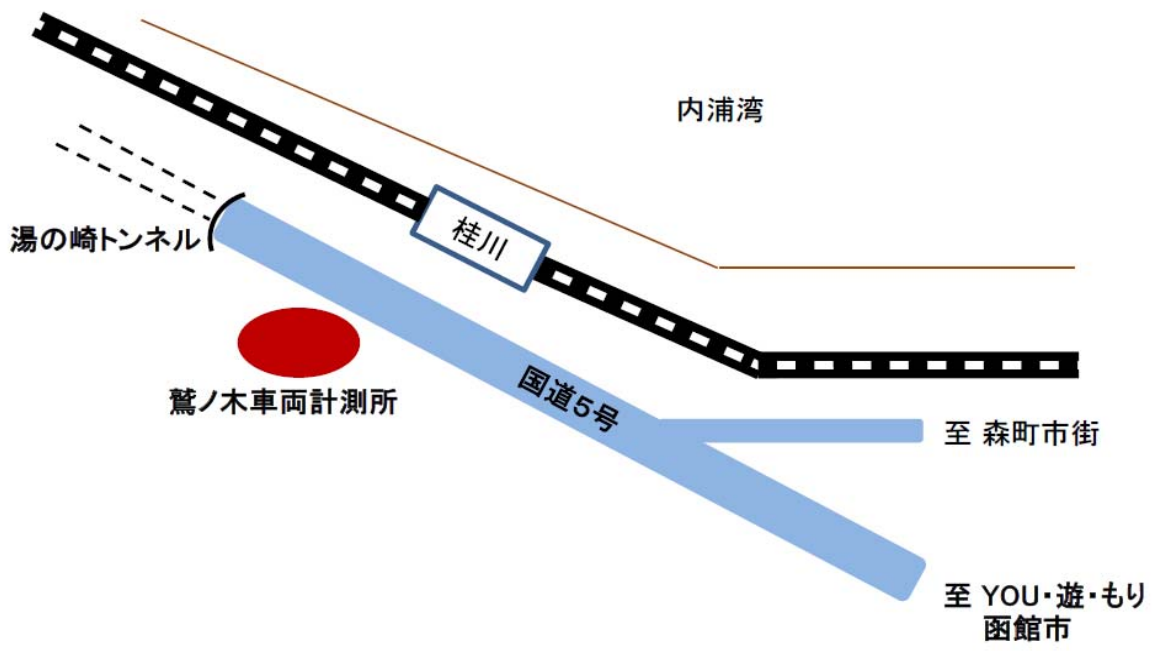
- ①許可なく若しくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、死亡重傷などの事故又は道路を損壊させる重大事故を発生させたとき。
- ②許可なく若しくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反したとき。
- ③許可なく若しくは許可条件に違反して特殊車両を通行させることを常習的に行ったとき。

□悪質な重量超過違反者の告発

取締り現場で基準(車両総重量の一般的制限値)の2倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合は、告発の対象となります。

なお、通行許可を受けた車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」が告発の対象となります。

▼ 取締り場所 位置図



第2回 特殊車両取締り状況

▼車両計測(長さ)



▼車両計測(高さ)

